

電源立地制度の概要

—平成15年度大改正後の新たな交付金制度

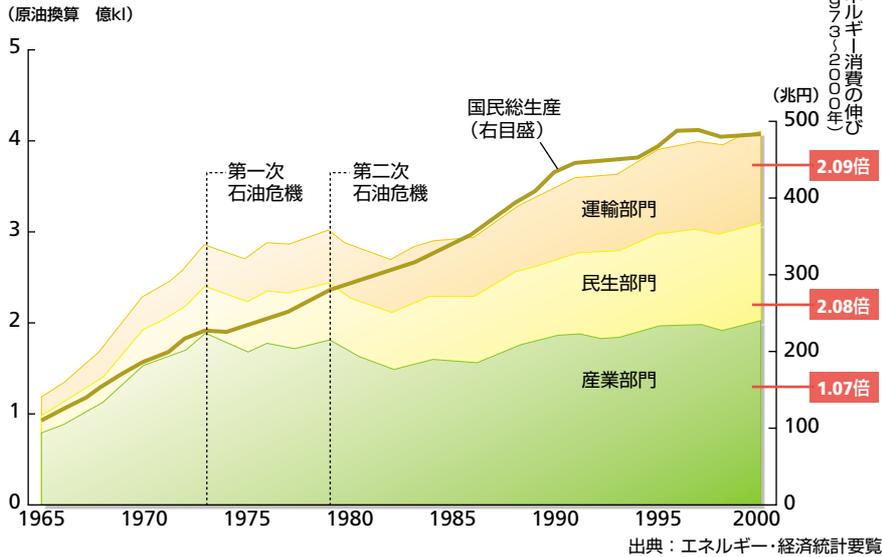
地域の夢を大きく育てる

将来の電力需要に合わせて

① 日本のエネルギー需要

我が国のエネルギー消費は2度の石油危機を契機に、省エネが進みましたが、石油危機以降は産業部門が概ね横這いで推移する一方、豊かさ求めるライフスタイル等を背景に特に民生・運輸部門が大幅に伸びています。

日本のエネルギー消費の推移

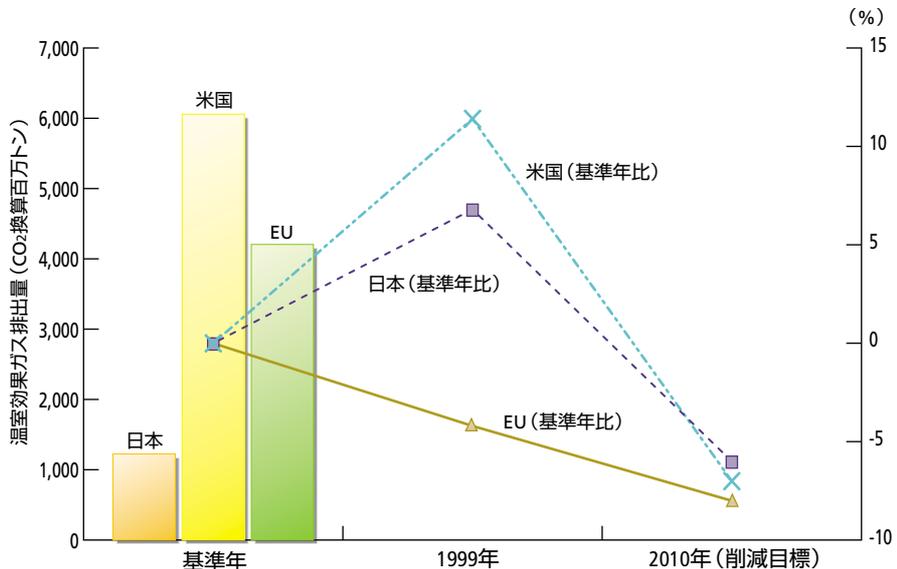


出典：エネルギー・経済統計要覧

③ エネルギー政策の基本方針

我が国のエネルギー政策の基本方針は「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分に考慮した上での「市場原理の活用」です。特に環境面においては、COP3（気候変動枠組条約第3回締結国会議）において温室効果ガスの削減目標が定められ、更なる省エネルギー対策、新エネルギー対策の推進、CO₂排出の少ない電源の積極的な導入を図ることが必要です。

日・米・EUの排出量実績と目標



出典：経済産業省資料

電源立地地域対策交付金

- 電源立地等初期対策交付金相当部分
- 電源立地促進対策交付金相当部分
- 電源立地特別交付金相当部分
- [原子力発電施設等周辺地域交付金枠]
- [電力移出県等交付金枠]
- 水力発電施設周辺地域交付金相当部分
- 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

電源地域振興促進事業費補助金 19

- [電源地域振興特別融資促進事業 (A補助金)]
- [電源過疎地域等企業立地促進事業 (B補助金)]
- [電源地域産業再配置促進事業 (C補助金)]
- [電源地域産業集積活性化対策事業 (C'補助金)]
- [原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進事業 (E補助金)]
- [原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 (F補助金)]

原子力発電施設等立地地域特別交付金 21

電源地域産業育成支援補助金 (中央事業) 22

電源地域産業育成支援補助金 (市町村事業) 22

電源立地推進調整等委託費のうち

電源地域振興指導事業 22

7. 電源開発の手続き 23

8. 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 24

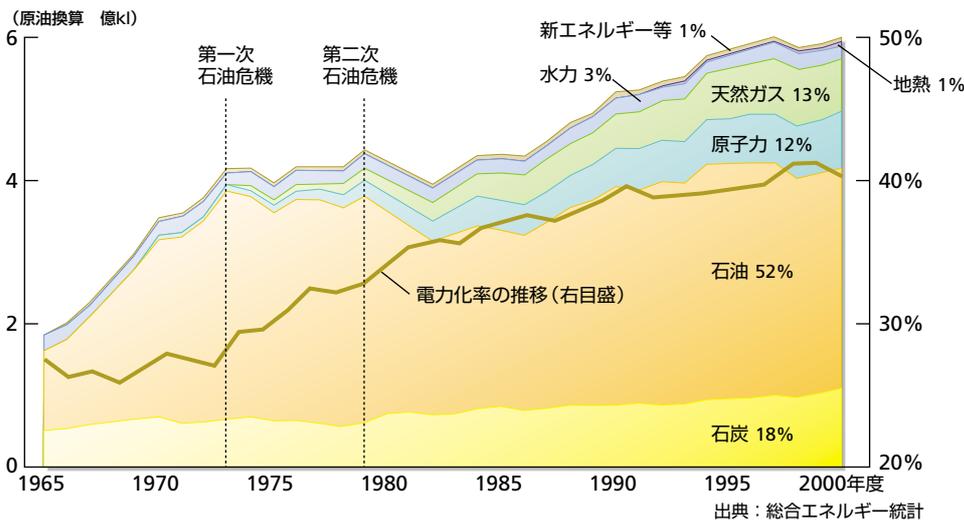
9. 原子力発電所の運転・建設状況 25

着実に電源開発を進めることが重要です。

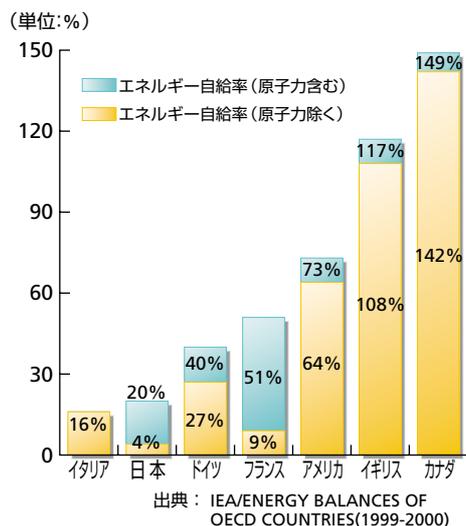
② 日本のエネルギー供給

一次エネルギーの約8割を輸入に依存している我が国のエネルギー供給は、石油危機後、原子力、天然ガスの導入を進めるなどエネルギー源の多様化を図った結果、石油への依存度が大きく低下しました。しかし、エネルギーの自給率は4%（原子力を含めても20%）しかありません。

日本の一次エネルギーと供給の推移



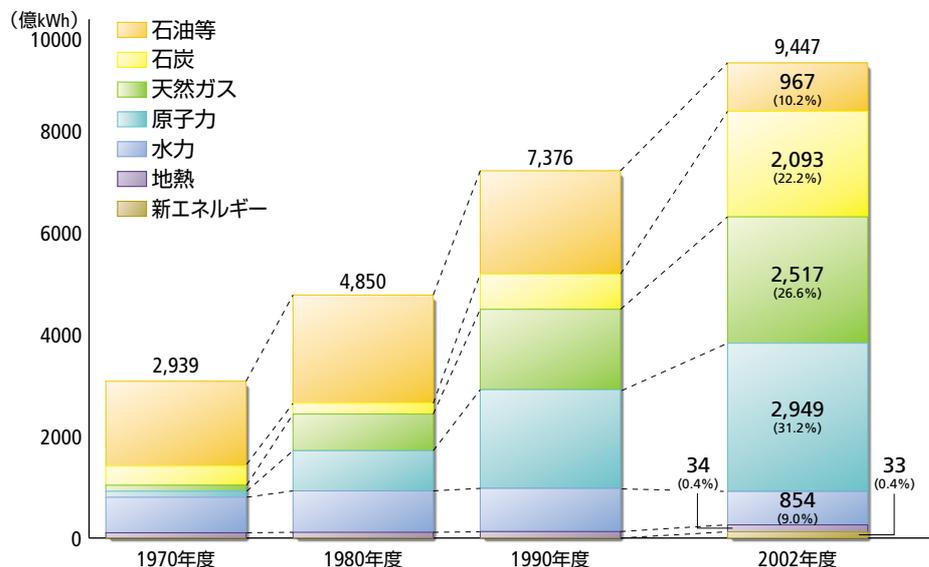
主要国のエネルギー自給率 (2000年)



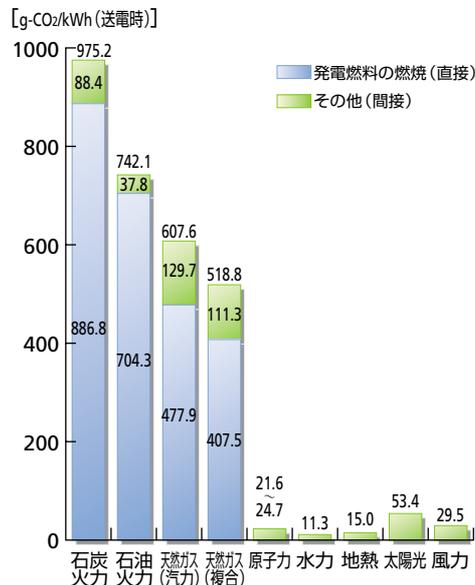
④ 電源の特性に応じた多様なエネルギーの導入促進

電力の消費量も一次エネルギー同様、増加傾向にあります。安定した電力供給を確保しながら、CO₂排出を抑制する必要があることから、燃料供給の安定性、経済性、環境への優位性といった電源の特性を上手に組み合わせることが重要であるとともに、その特性を強化していくことが必要です。

年間発電電力量の推移 (一般電気事業用)



各種電源のライフサイクルCO₂排出量 (メタンを含む)

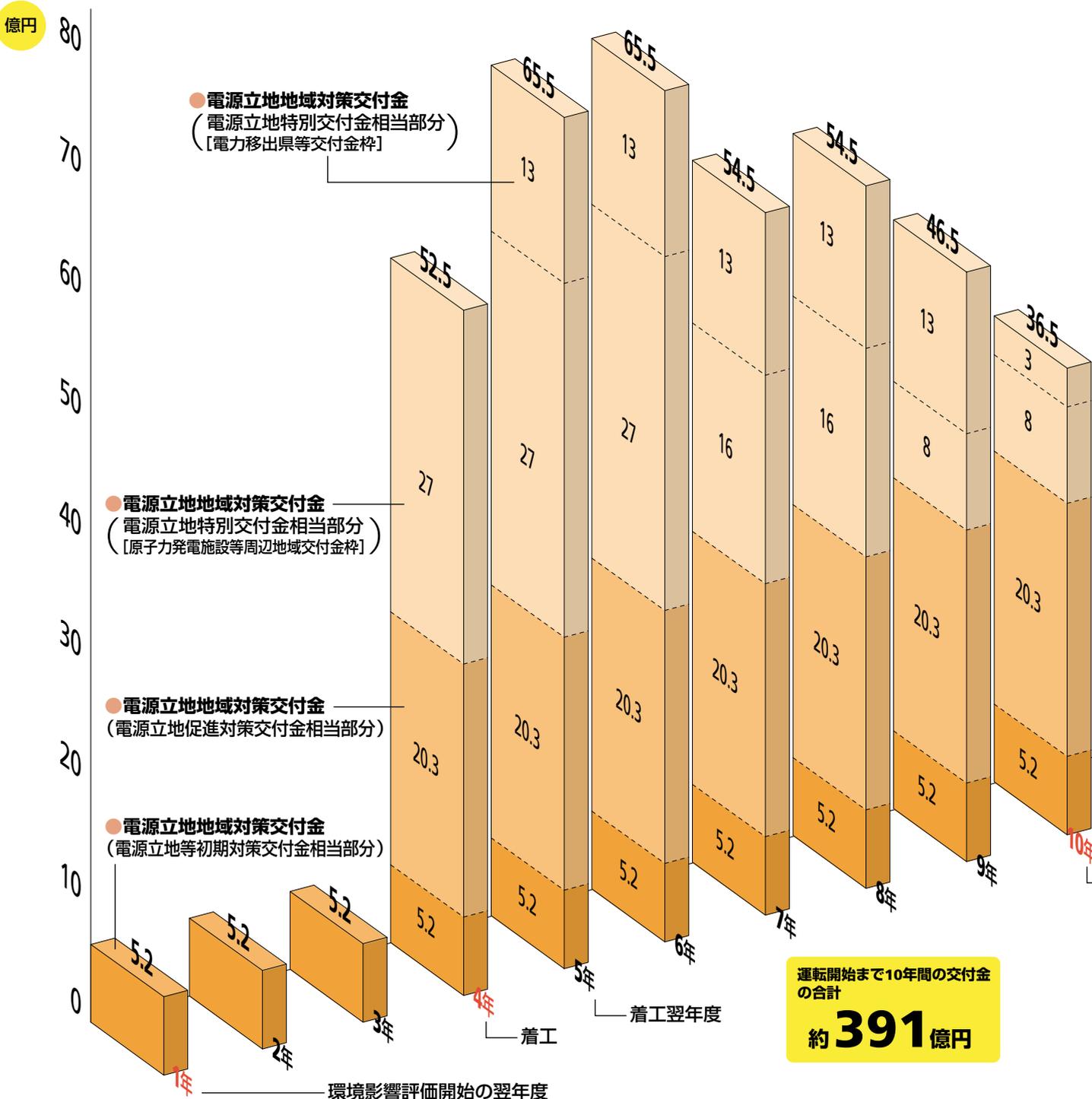


原子力発電所が建設される市町村等には、 様々な財源効果がもたらされます。

出力135万kWの原子力発電所が建設された場合のその立地市町村等にもたらされる電源立地地域対策交付金や固定資産税についてモデルケースを用いて試算した結果を示します。

また、発電所立地によるメリットは、このモデルケースにあげられた交付金以外にも各種交付金や補助金が活用できるほか、建設工事等による経済波及効果も見込まれます。

■モデルケース 出力135万kWの原子力発電所の立地にもなう財源効果の試算
(運転開始まで10年間～運転開始翌年度から10年間)
建設費 4,500億円 建設期間 7年間
※実際の金額は立地地点の状況や開発スケジュールなどによって異なります。



電源立地地域対策交付金 約545億円

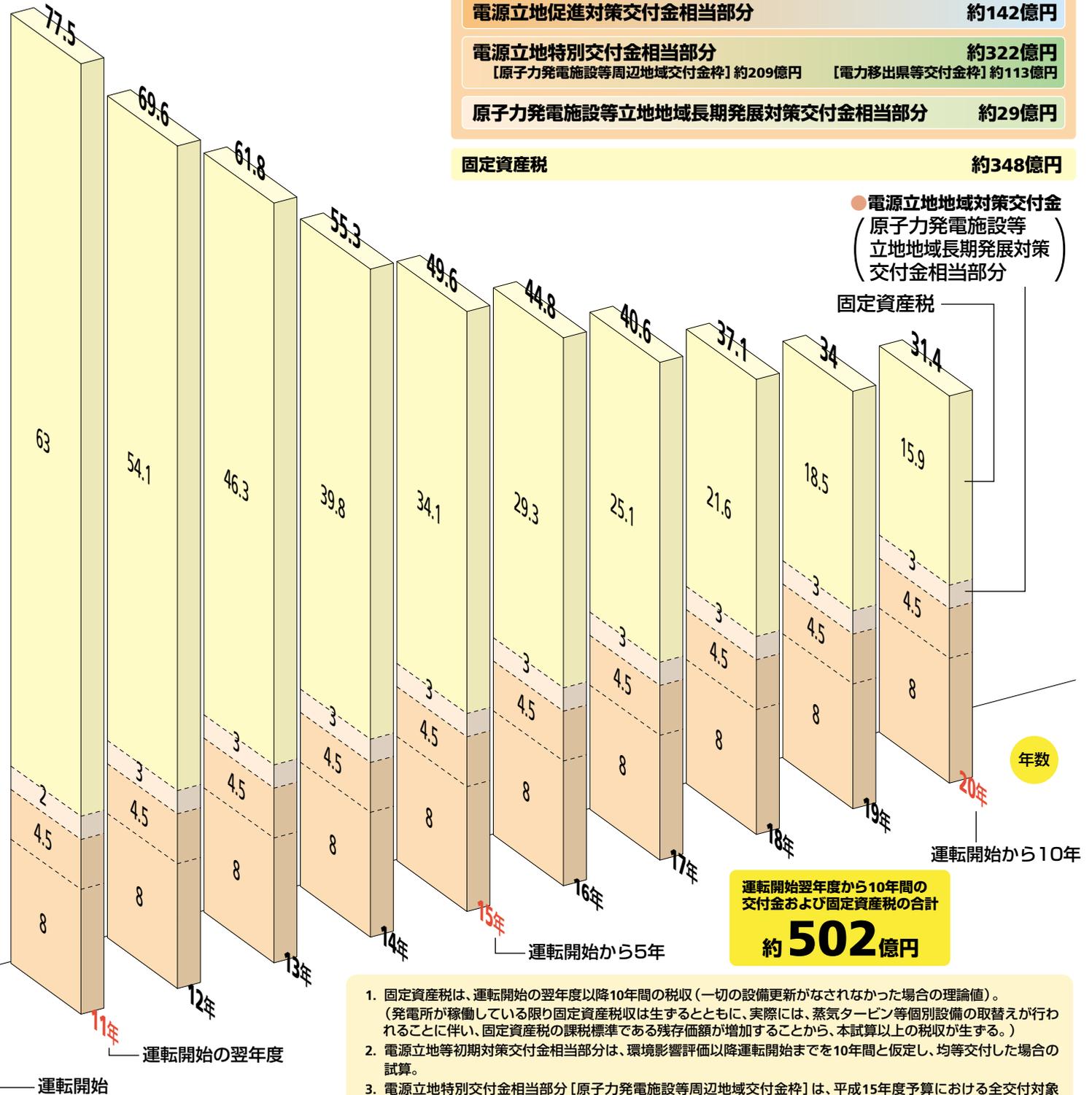
電源立地等初期対策交付金相当部分 約52億円

電源立地促進対策交付金相当部分 約142億円

電源立地特別交付金相当部分 約322億円
 [原子力発電施設等周辺地域交付金枠] 約209億円 [電力移出県等交付金枠] 約113億円

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分 約29億円

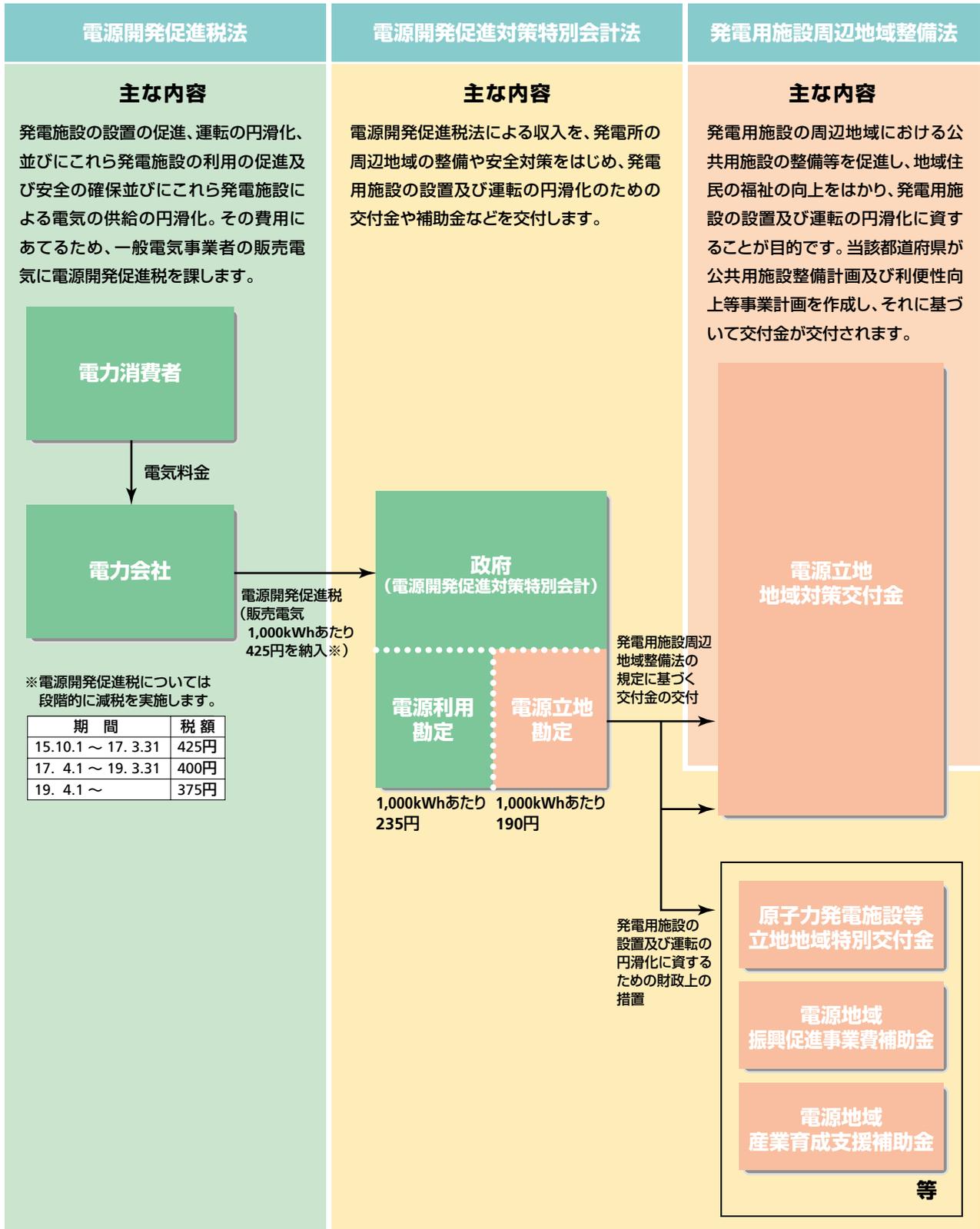
固定資産税 約348億円



1. 固定資産税は、運転開始の翌年度以降10年間の税込（一切の設備更新がなされなかった場合の理論値）。（発電所が稼働している限り固定資産税は生ずるとともに、実際には、蒸気タービン等個別設備の取替えが行われることに伴い、固定資産税の課税標準である残存価額が増加することから、本試算以上の税金が生ずる。）
 2. 電源立地等初期対策交付金相当部分は、環境影響評価以降運転開始までを10年間と仮定し、均等交付した場合の試算。
 3. 電源立地特別交付金相当部分 [原子力発電施設等周辺地域交付金枠] は、平成15年度予算における全交付対象市町村の平均需要家数を基に試算。
 4. 電源立地特別交付金相当部分 [電力移出県等交付金枠] については初号機が設置される地点を含む都道府県に対して交付される特例措置（移出県ボーナス）を含む。また、算定にあたっては、出力ベースにより試算。
 5. 電源立地促進対策交付金相当部分は、運転開始前に交付限度額全額が交付されるものと仮定。
 6. 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分は実際の発電量による上乗せ措置を含む（稼働率80%で試算）。
 7. 原子力発電所の立地に伴い、上記以外に、市町村の行う産業支援、企業立地に対する補助金等の交付が可能となるとともに、核燃料税、法人事業税、法人県民・市町村民税等の収入が見込まれます。
- * なお、固定資産税の税金および原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の交付については立地市町村のみ。

電源立地をサポートするために、電源三法交付金制度があります。

発電所の建設計画地点の選定から運転開始に至る電源立地は、近年ますますリードタイムが長期化する傾向にあります。この電源立地を円滑に進めるために、「電源三法」すなわち「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」「発電用施設周辺地域整備法」に基づいた交付金等の制度があります。



平成16年度予算額

新設	電源立地地域対策交付金	1124 億円
公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を支援。		
電源立地等初期対策交付金相当部分		87 億円
電源立地促進対策交付金相当部分		209 億円
電源立地特別交付金相当部分		608 億円
<input type="checkbox"/> [原子力発電施設等周辺地域交付金枠]		
<input type="checkbox"/> [電力移出県等交付金枠]		
水力発電施設周辺地域交付金相当部分		66 億円
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分		154 億円
電源地域振興促進事業費補助金		151 億円
原子力発電所周辺地域や過疎地などの電源地域に立地する企業へ、低利融資の実施や各種施設の整備などに対して補助金を交付。		
原子力発電施設等立地地域特別交付金		34 億円
都道府県へ、周辺地域の雇用増加等に結びつく地域振興事業を支援。産業団地造成などの整備事業等に対して交付金を交付。		
電源地域産業育成支援補助金		22 億円
(財) 電源地域振興センターが実施する人づくり事業などを支援。市町村が行う産業育成ビジョンの作成、人材養成などの事業を支援		
電源立地推進調整等委託費のうち電源地域振興指導事業		38 億円
電源地域の自助努力を支援するために、ソフト面での事業へ交付。各種調査、関連情報データベース作成、振興計画作成などを実施。		

(文部科学省分含む)

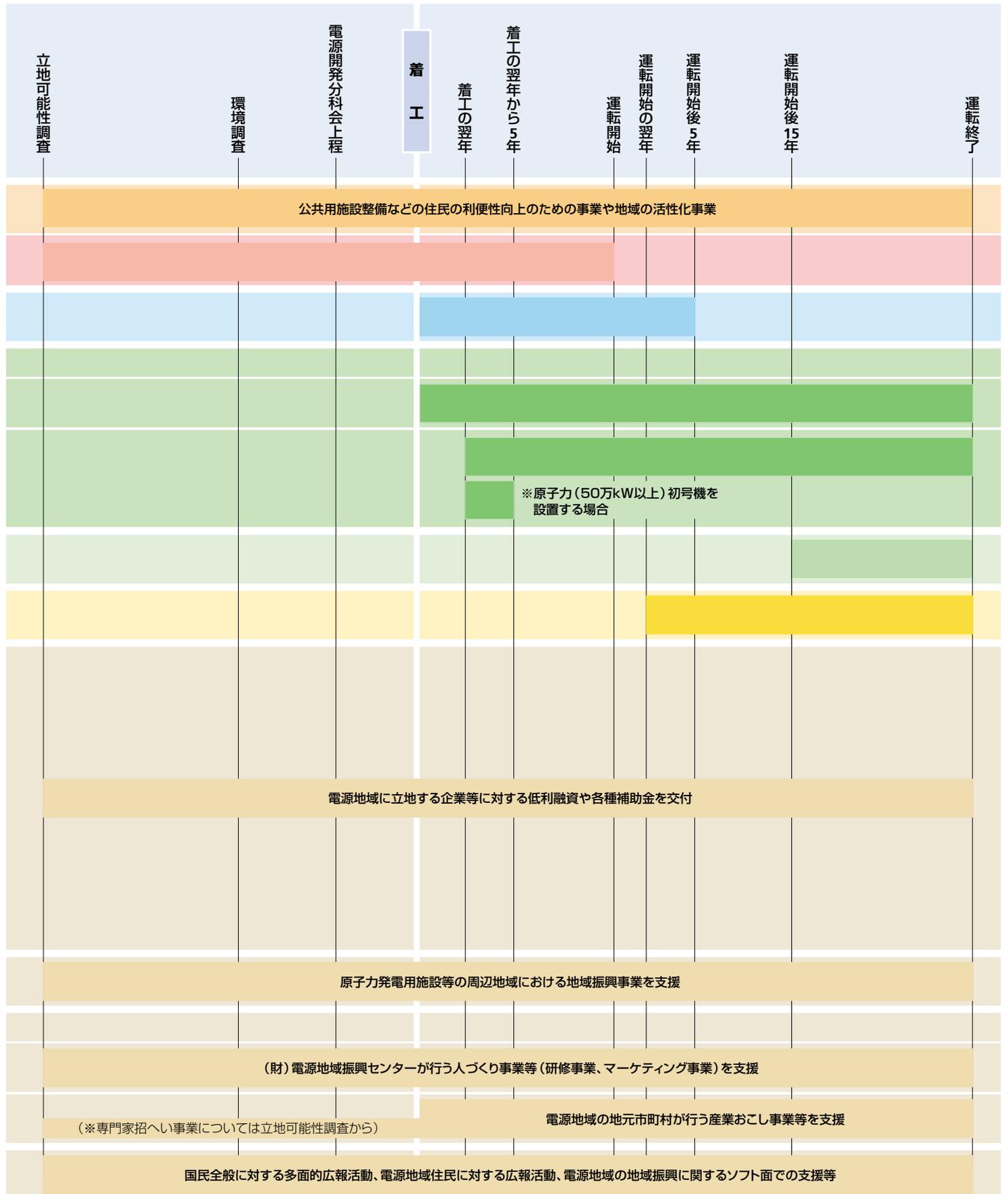
5. 電源三法交付金等一覧

	区 分				交付対象事業				※ 交付対象者				
	原子力  原子力	地熱  地熱	火力  火力	水力  水力	給付金交付助成措置	公共用施設の整備	産業の導入・振興等	地域活性化事業	都道府県	所在市町村	隣接市町村	企業	第三セクター他
電源立地地域対策交付金					●	●	●	●	●	●	●	●	●
電源立地等初期対策交付金相当部分									●	●			
電源立地促進対策交付金相当部分									●	●			
電源立地特別交付金相当部分													
[原子力発電施設等周辺地域交付金枠]									●				
[電力移出県等交付金枠]									●				
水力発電施設周辺地域交付金相当部分									●				
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分										●			
電源地域振興促進事業費補助金	電源地域振興特別融資促進事業 (A補助金)						●					●	●
	電源過疎地域等企業立地促進事業 (B補助金)						●					●	
	電源地域産業再配置促進事業 (C補助金)							●			●	●	●
	電源地域産業集積活性化対策事業 (C'補助金)							●		●	●		●
	原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進事業 (E補助金)							●		●	●		●
	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 (F補助金)					●				●		●	
	原子力発電施設等立地地域特別交付金					●	●	●	●	●			
電源地域産業育成支援補助金													
中央事業 ((財) 電源地域振興センター事業)								●					●
市町村事業 (地方事業)	全ての電源に係る電源地域市町村 (電源立地地域対策交付金の交付対象地域を除く)							●		●	●		
電源立地推進調整等委託費のうち電源地域振興指導事業								●		●			●

※交付対象者は間接的な交付を含む。

※電源立地地域対策交付金の各交付金相当部分では、直接交付対象者を記載。

電源立地の進捗



6. 交付金の概要

電源立地地域対策交付金

対象電源と交付限度額



原子力^{※1}



火力(沖縄)^{※2}



地熱



水力

※1 原子力関連施設を含む

※2 発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

交付対象者

●都道府県 ●市町村

交付期間

性 調 査	立 地 可 能	着 工	着 工 翌 年	運 転 開 始	の 翌 年	運 転 開 始	か ら 5 年	運 転 開 始	か ら 15 年	運 転 開 始	終 了
-------------	------------------	--------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	--------

電源立地地域対策交付金の創設について

電源立地促進対策交付金、電源立地特別交付金など、主要な交付金等を統合し、平成15年10月1日に電源立地地域対策交付金が創設されました。統合された各交付金等の従来の対象事業に加えて、新たに地域活性化事業が交付対象事業に追加され、幅広い事業が実施可能となりました。

- 電源立地等初期対策交付金
- 電源立地促進対策交付金
- 電源立地特別交付金
- 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金
- 水力発電施設周辺地域交付金
- 電源地域産業育成支援補助金(県事業、市町村事業)



電源立地地域対策交付金

交付対象事業

公共用施設整備事業

道路、水道、スポーツ等施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの公共用施設や産業振興施設の整備、維持補修、維持運営のための事業

(P.11の表1を参照)

地域活性化事業

地場産業支援事業、地域の特性を活用した地域資源利用魅力向上事業等、福祉サービス促進事業、地域の人材育成事業等の地域活性化事業

(P.12の表2を参照)

理解促進事業

先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業

温排水関連事業

種苗生産、飼料供給、漁業研修、試験研究、先進地調査、指導・研修・広報、漁場環境調査、漁場資源調査、漁業振興計画作成調査、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

福祉対策事業

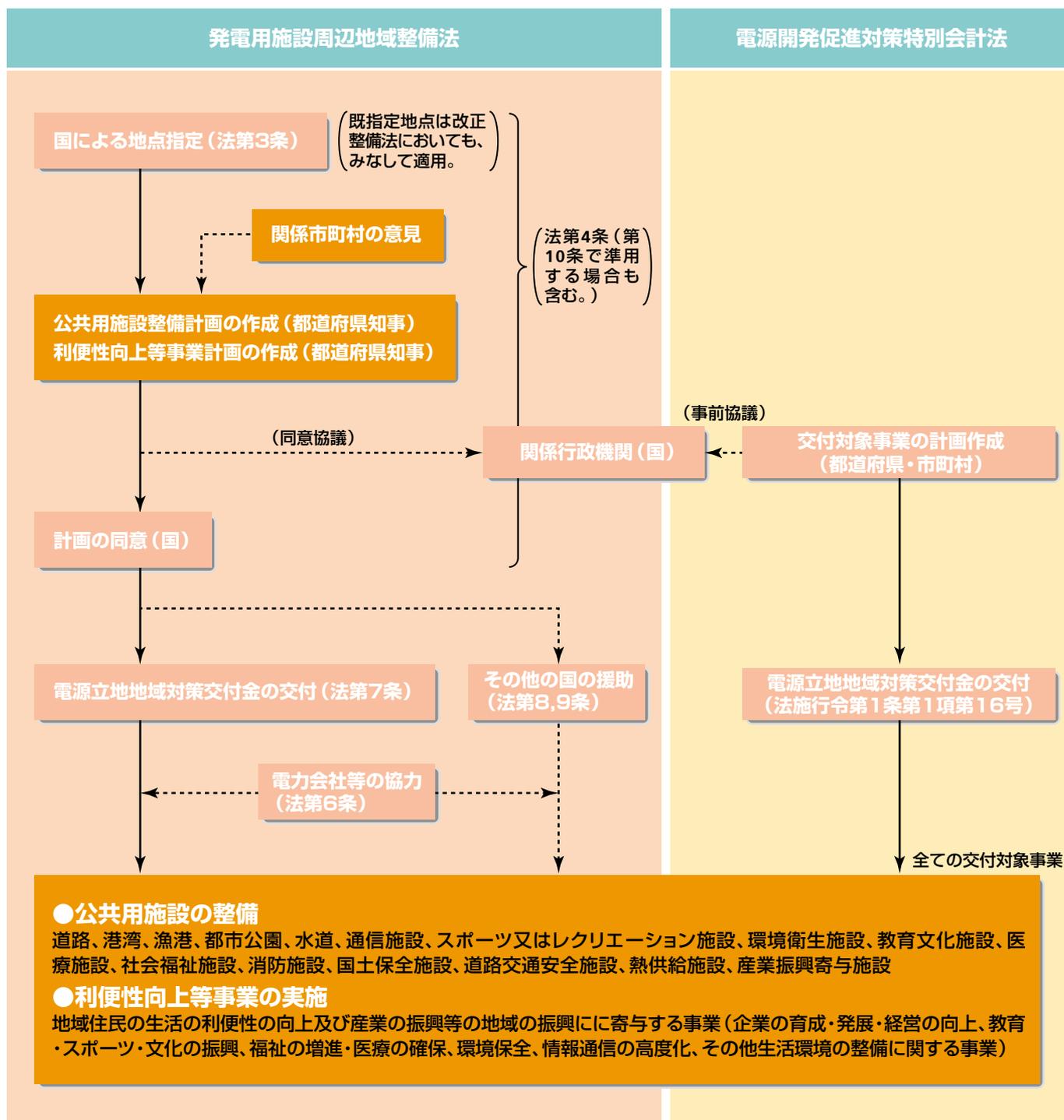
医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上をはかるための事業や福祉対策事業にかかわる補助金交付事業及び出資金出資事業

企業導入・産業活性化事業

商工業、農林水産業、観光業などの企業導入の促進事業並びに地域の産業の近代化及び地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備事業や当該施設の維持運営等のための事業

給付金交付助成事業

一般電気事業者などから電気の供給を受けている一般家庭、工場などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金交付助成事業



※発電用施設周辺地域整備法第7条に基づく交付金については「法律補助」であり、本法に規定する計画によらない場合は、電源開発促進対策特別会計法に基づく交付金として「予算補助」となります。

整備計画の取扱いについて

(1) 公共用施設整備計画（従前の「整備計画」と同様）

- ①公共用施設整備計画及び当該計画に係る電源立地地域対策交付金の対象事業は、表1（P.11を参照）に掲げる施設の整備事業とします。
- ②既に国の同意を受けている「整備計画」については、引き続き「公共用施設整備計画」とみなします。
- ③公共用施設の整備を継続的に行おうとする場合には、あらかじめ都道府県知事が策定する「公共用施設整備計画」に当該事業を記載し、国の同意を受けることを基本とします。
 ただし、社会経済の環境変化に即応して公共用施設の整備を行う必要がある場合など、個別の事情により、あらかじめ当該計画を策定したうえで、事業を実施し得ない場合は、各年度ごとに計画によらない事業として交付申請を行うこととします。

(2) 利便性向上等事業計画

- ①利便性向上等事業計画及び当該計画に係る電源立地地域対策交付金の対象事業は、表2（P.12を参照）に掲げる事業とします。
- ②表2の事業のうち、継続的に実施することを予定しているものや将来、実施が計画されているものについては、あらかじめ都道府県知事が策定する「利便性向上等事業計画」に当該事業を記載し、国の同意を受けることを基本とします。
 ただし、個別の事情により、あらかじめ当該計画を策定したうえで、事業を実施し得ない場合は、各年度ごとに計画によらない事業として交付申請を行うこととします。

表1 公共用施設整備事業

以下のような公共用施設や産業振興施設の整備のほか、維持運営費などを使途とする基金造成を行うことができます。

 <p>道路</p>	<p>都道府県道、市町村道 (道路の付属物を含む)</p>	 <p>教育文化施設</p>	<p>学校及び各種学校、公民館、図書館、 地方歴史民俗資料館、青年の家、 その他社会教育施設、労働会館、学 校給食センター、柔剣道場、集会場、 文化会館、 その他これに準ずる施設</p>
 <p>港湾</p>	<p>小型船用の水域施設、外郭施設、係 留施設およびこれらに伴う臨港交 通施設</p>	 <p>医療施設</p>	<p>病院、診療所、保健所、母子健康セン ター、主要な医療装置・器具、救急車、 その他これに準ずる施設</p>
 <p>漁港</p>	<p>沿岸漁業用の小規模な漁港施設</p>	 <p>社会福祉施設</p>	<p>児童館、保育所、児童遊園、母子福 祉施設、老人福祉施設(老人ホーム、 老人福祉センター、老人憩いの家、 老人休養ホーム、老人浴槽車等)、 公共用バス、その他これに準ずる 施設</p>
 <p>都市公園</p>	<p>遮断緑地、基幹公園(児童公園、地 区公園、近隣公園、総合公園、運動 公園)</p>	 <p>消防施設</p>	<p>消防施設</p>
 <p>水道</p>	<p>上水道、簡易水道</p>	 <p>国土保全施設</p>	<p>地すべり防止施設、急傾斜地崩壊 防止施設、森林保安施設、海岸保全 施設、河川・砂防施設</p>
 <p>通信施設</p>	<p>有線放送電話施設、有線ラジオ放送 施設、テレビジョン放送共同受信施設、 その他の有線テレビジョン放送施設、 その他これに準ずる施設</p>	 <p>交通安全施設</p>	<p>信号機、道路標識、交通安全広報車、 その他これに準ずる施設(道路の 付属物を除く)</p>
 <p>スポーツ等施設</p>	<p>体育館、水泳プール、運動場、公園、 緑地、スキー場、スケート場、キャン プ場、遊歩道、サイクリング道路、 その他これに準ずる施設</p>	 <p>熱供給施設</p>	<p>地域冷暖房施設、 その他これに準ずる施設</p>
 <p>環境衛生施設</p>	<p>一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、 し尿処理施設)、公共下水道、都市下水路、 排水路、環境監視施設、産業廃棄物処 理施設、墓地、火葬場、道路清掃車、除 雪車、一般廃棄物の運搬車(ごみ収集車、 し尿収集車)、霊柩車、公害測定車、 その他これに準ずる施設</p>	 <p>産業振興施設</p>	<p>農道、林道、農業用排水施設、スキ ー場、テニスコート等のスポーツ施設、 工業団地、職業訓練施設、商工会館、 その他これに準ずる施設</p>

表2 地域活性化事業

	<p>地場産業 支援事業</p>	<p>地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（特産品紹介、技術情報の発信及びこれに類する事業） ○特産品開発促進支援事業（特産品の開発支援、商品の販売促進のためのコンサルティング及びこれに類する事業） ○産業技術実証・導入事業（地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業） ○地域内就業支援事業（Uターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業） <p>（例）●特産品パンフレット等の作成 ●特産品開発のための講師招聘、工場視察 ●就職情報交流会の開催 等</p>
	<p>地域資源利用 魅力向上事業</p>	<p>地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業） ○観光資源開発事業（観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業） ○地域おこし事業（まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業） ○伝統、芸術その他文化の保護・継承事業（祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業） ○イベント支援事業（音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業） <p>（例）●観光パンフレット等の作成 ●観光地開発のための実地調査、アンケート調査 ●伝統芸能フェスティバル、美術展覧会の開催 等</p>
	<p>福祉サービス 提供事業</p>	<p>地域における福祉サービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業） ○老人福祉事業（老人ホーム運営、ホームヘルパー派遣、集会所運営、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○身体障害者福祉事業（デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○育児支援事業（育児カウンセリング、託児所の運営及びこれに類する事業） ○保育事業（保育所の運営、児童館における活動及びこれに類する事業） ○医療施設、社会福祉施設等運営事業（病院や社会福祉施設等の運営及びこれに類する事業） <p>（例）●老人ホーム、託児所、保育所、病院等の運営費 ●ホームヘルパー ●福祉サービスに携わる職員の人件費 ●育児講習会の開催 等</p>
	<p>環境維持・保全 ・向上事業</p>	<p>地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（環境保全PR及びこれに類する事業） ○自然環境維持・改善事業（河川環境の保全、動植物保護及びこれに類する事業） ○地域森林整備事業（植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業） ○景観整備事業（都市環境設計及びこれに類する事業） ○公害防止事業（土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業） ○リサイクル推進事業（廃棄物利用モデル構築及びこれに類する事業） <p>（例）●河川、海などの汚染調査 ●希少動植物の保護、管理 等</p>
	<p>生活利便性 向上事業</p>	<p>地域住民の生活利便性向上に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業） ○住民参加活動支援事業（NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業） ○地域内移動網運営事業（域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業） ○広域行政活動促進事業（広域行政促進のための調査研究、戦略策定及びこれに類する事業） ○公共用施設利用促進活動支援事業（港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業） <p>（例）●地域巡回バス運行事業 ●情報提供ホームページ作成 等</p>
	<p>人材育成 事業</p>	<p>地域の人材育成に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（各種研修の情報提供及びこれに類する事業） ○能力涵養事業（各種研修会開催、専門学校、大学等への進学や留学、研修機関における研修の受講のための奨学金制度の設置及びこれに類する事業） ○能力涵養施設等運営事業（研修施設等の運営及びこれに類する事業） ○国際交流事業（姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業） <p>（例）●国際シンポジウム、技術展示会、先進技術研修会の開催 ●地元大学進学のための奨学金 等</p>

電源立地 促進対策交付金相当部分

対象電源と交付限度額

 原子力 ^{※1} 135万kW 年間142億円	 地熱 5万kW 年間1.7億円	 火力(沖縄) ^{※2} 100万kW (石炭第1種)44億円	 水力 16万kW 2億円
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 原子力関連施設を含む
※2 発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

交付対象者

●市町村 ●隣接市町村等

交付期間

性 立 地 可 能 性 調 査	着 工	着 工 翌 年	運 転 開 始	の 翌 年	運 転 開 始	か 運 転 開 始 後 5 年	運 転 開 始 後 15 年	終 了
--------------------------------------	--------	------------------	------------------	-------------	------------------	--------------------------------------	----------------------------------	--------

交付対象者

下記の規模の発電用施設が所在する市町村、隣接市町村等。

※水力発電用施設の場合は、原則として所在市町村のみ

発電用施設	規 模
 原子力	出力35万kW以上 ※
 地熱	出力1万kW以上
 火力	出力8万kW以上(沖縄に限る)
 水力	出力1千kW以上

※核燃料サイクル開発機構が設置する場合は、出力15万kW以上

交付期間

発電用施設の設置工事が開始される年度から、運転開始して5年後までの間。

※交付期間の各年度における交付金額は、可能な限り均等になるように公共用施設整備計画等を作成する必要があります。

交付限度額

下記の数式により、交付限度額を算出。

 出力135万kWの原子力発電所の場合
(単価と係数は ■第1表参照)

$$\begin{array}{c} \text{発電施設出力} \\ \mathbf{135} \\ \text{万kW} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{単価} \\ \mathbf{750} \\ \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{係数} \\ \mathbf{7 \times 2}^{\ast} \end{array} = \begin{array}{c} \text{交付限度額} \\ \mathbf{142} \\ \text{億円} \end{array}$$

(所在市町村と隣接市町村の計)

※ 隣接市町村へは総額で所在市町村と同額が交付されます。
所在市町村:周辺市町村の総額=1:1

●出力の小さい水力発電用施設と地熱発電所の場合、上記の計算式で算出した額が ■第2表に掲げる金額に満たない場合は、■第2表に掲げる金額を限度額とします。

■第1表

発電用施設	kW当たりの単価	係数
 原子力	550円 (750円) ^{※3}	7
 (第1種地域に設置) ^{※1} (第2種地域に設置) ^{※2}	550円 250円	3
 (第1種地域に設置) ^{※1} (第2種地域に設置) ^{※2}	550円 250円	
	250円	5

※1 第1種地域とは、工業再配置促進法に規定する誘導地域、または工業集積度が1未満の市町村の地域です。

※2 第2種地域とは、第1種地域以外の地域です。

※3 平成17年度までに着工する施設に対する特例単価で、特に必要と認められる場合に適用されます。

■第2表

対象発電所 対象発電所 の属する市町村の数	5,000kW以上の 発電所の場合	5,000kW未満の 発電所の場合
1	5,500万円	4,000万円
2 または 3	各市町村ごとに 4,000万円	各市町村ごとに 2,500万円
4 以上	11,000万円/ 市町村数	8,000万円/ 市町村数

※ 1つの市町村の区域に2つ以上の対象発電施設の設置工事が併行して行われる場合には、2号機以降のものについて、上記金額の8割に相当する額を交付限度額とします。

電源立地 特別交付金相当部分 [原子力発電施設等周辺地域交付金枠]

対象電源と交付限度額

 原子力* 135万kW 年間8~27億円			
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

*原子力関連施設を含む

交付対象者

- 都道府県 ●市町村 (●周辺住民 ●企業)

交付期間

性立 調地 査可 能	着 工	着 工 翌 年	運 転 開 始	の 運 転 開 始 翌 年	か ら 5 年	運 転 開 始	か ら 15 年	運 転 開 始	終 了
---------------------	--------	------------------	------------------	---------------------------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	--------

交付対象者

原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村等を域内に有する都道府県。原子力発電施設等の新規立地地点を域内に有する都道府県。

交付期間

原子力発電施設等の着工から運転終了まで。

交付限度額

原子力発電施設等の能力区分に応じて、下表の基本単価に当該市町村の一般家庭などの電灯需要家の契約口数、工場などの電力需要家の契約キロワット数を乗じて得られる金額の合計。さらに、新規増設分については(1)(2)の割増措置。

基本単価表

設備能力区分 (万kW)	一般家庭等 (円/戸・月)	工場 (円/契約kW・月)
100未満	300	150
100~200未満	400	200
200~300未満	500	250
300~400未満	600	300
400~500未満	700	350
500~600未満	800	400
600~700未満	900	450
700~800未満	1,000	500
800~900未満	1,100	550
900以上	1,200	600

*隣接市町村、隣々接市町村の基本単価は、原則として上表の2分の1の単価となります。

特別単価表(1)

昭和56年4月1日以降および平成4年4月1日以降に原子力発電施設等の増設が行われた場合は、次の算式の割増措置を行います。

$$\text{基本単価} \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{S56.4.1以降に増設された能力}}{\text{総設備能力}} \right) \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{H4.4.1以降に増設された能力}}{\text{総設備能力}} \right)$$

特別単価表(2)

平成5年度から15年間に原子力発電施設等の増設が行われた場合については、特別措置として以下の特別単価表に基づき交付金を交付します。

○新規地点

	着工後1~3年目	着工後4~5年目
電灯需要家契約1口当たり	3,000円 (2,400円)*	1,800円
電力需要家契約電力1kW当たり	1,500円 (1,200円)*	900円

*使用済燃料貯蔵施設及び大型再処理施設の場合の単価。

○増設地点

$$\text{給付単価} = \text{現行単価} \times \frac{\text{既存設備能力}}{\text{総設備能力}} + \text{特別単価} \times \frac{\text{新設設備能力}}{\text{総設備能力}}$$

*1 隣接市町村および隣々接市町村については、上表の2分の1の単価となります。

*2 電力需要家については、契約電力5,000kWで頭打ちとします。

(ただし、頭打ち措置を適用することによって、特別措置の給付金が従来より低くなるような需要家に対しては、従来通りの額を給付します。)

*3 本措置は、隣接市町村および隣々接市町村については、産業再配置補助金の特別誘導地域に該当する市町村、または、過去5年間で域内の総人口が減少している市町村に限り適用します。

出力135万kWの原子力発電所を新設した場合の 交付金額の例

着工から	交付金額	
1年	約27億円	■ 特別単価表(2)で算出
2年	約27億円	
3年	約27億円	
4年	約16億円	
5年	約16億円	
6年~運転終了まで	約8億円	■ 特別単価表(1)で算出

*交付対象地域における平成15年3月31日現在の需要家数をもとに試算。

電源立地 特別交付金相当部分 [電力移出県等交付金枠]

対象電源と交付限度額

 原子力 ^{※1}	 地熱	 火力(沖縄) ^{※2}	 水力
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

※全ての電源の発電電力量により交付金額が設定されます。

※1 原子力関連施設を含む
※2 発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

交付対象者

●都道府県

交付期間

性立地可 調査	着工	着工翌年	運転開始	の翌年 運転開始	から 5年 運転開始	から 15年 運転開始	終了
------------	----	------	------	-------------	------------------	-------------------	----

交付対象者

以下の2点を同時に満たしている場合の都道府県。

- 都道府県内の発電電力量が都道府県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていること。
- 工業再配置促進法施行令第2条に定める誘導地域の面積の和が当該都道府県の総面積の50%以上。

交付限度額

■基本単価表

下記の基本単価表に従い、移出電力量(発電電力量と消費電力量の差)当たりの一定額を交付。(以下に例示)

移出電力量(億kWh)	交付限度額(億円)	移出電力量(億kWh)	交付限度額(億円)
50未満	0.75	650～700未満	19.5
50～100未満	1.5	700～750未満	21
100～150未満	3	750～800未満	22.5
150～200未満	4.5	800～850未満	24
200～250未満	6	850～900未満	25.5
250～300未満	7.5	900～950未満	27
300～350未満	9	950～1,000未満	28.5
350～400未満	10.5	1,000～1,050未満	30
400～450未満	12	1,050～1,100未満	31.5
450～500未満	13.5	1,100～1,150未満	33
500～550未満	15	1,150～1,200未満	34.5
550～600未満	16.5	1,200～1,250未満	36
600～650未満	18	以降50億kWh当たり1.5億円増	

出力50万kW以上の実用原子力発電施設の初号機が設置される地点を含む都道府県については、着工の翌年度から5年間に限り、10億円を交付する。

水力発電施設 周辺地域交付金相当部分

対象電源と交付限度額

			 水力 0.045~0.45億円
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

交付対象者

●都道府県 ●市町村

交付期間

性立地可 調査	着工	着工翌年	運転開始	の翌年 運転開始	から 5年 運転開始	運転開始後 15年経過以降 から最大30年間	終了
------------	----	------	------	-------------	------------------	------------------------------	----

交付対象者

運転開始後15年以上経過している水力発電施設が所在し、その評価出力合計が1,000kW以上で、かつ、評価発電電力量合計500万kWh以上の水力発電所がある市町村へ、都道府県等を通じて交付。

交付期間

7年間(ただし、一定の要件を満たした場合は8年間、さらに同様の要件を満たす場合には15年間(7年間+8年間)の延長ができます。最大30年の交付を受けることが可能)。

交付限度額

当該市町村に存する水力発電施設等に応じて、算出した年間評価発電電力量にkWh当たり7.5銭(揚水3.75銭)を乗じた額。

- 最低保証金 450万円 ●最高限度額 4,500万円

原子力発電施設等立地地域 長期発展対策交付金相当部分

対象電源と交付限度額

 原子力* 135万kW 年間2~億円 <small>※原子力関連施設を含む</small>			
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

交付対象者

●市町村

交付期間

性調査	立地可能	着工	着工翌年	運転開始	の翌年	の運転開始	から5年	の運転開始	から15年	終了
-----	------	----	------	------	-----	-------	------	-------	-------	----

交付対象者

原子力発電施設の所在市町村。

交付期間

運転開始翌年度から終了までの間、継続的に交付。

交付限度額 $A + B + C + D$

- A** 原子力発電施設等の設備能力の区分に応じ、■ 交付単価表Aに掲げる金額を定額交付。
- B** 運転開始後15年以上経過する原子力発電施設等については、その設備能力の区分に応じて、■ 交付単価表Aに掲げる金額に■ 交付単価表Bに掲げる金額を加えた額を定額交付。
- C** 運転開始後30年以上経過する原子力発電施設等については、その設備能力の区分に応じて、■ 交付単価表Aに掲げる金額に■ 交付単価表Bに掲げる金額及び■ 交付単価表Cに掲げる金額を加えた額を定額交付。
- D** 前々会計年度における発電電力量に応じて交付単価表Dに掲げる金額を定額交付。

交付単価表A

設備出力(万kW)	交付単価(億円)
100未満	1.0
100~200	2.0
200~300	3.0
300~400	4.0
以下100万kW当たり1.0億円増	

交付単価表B

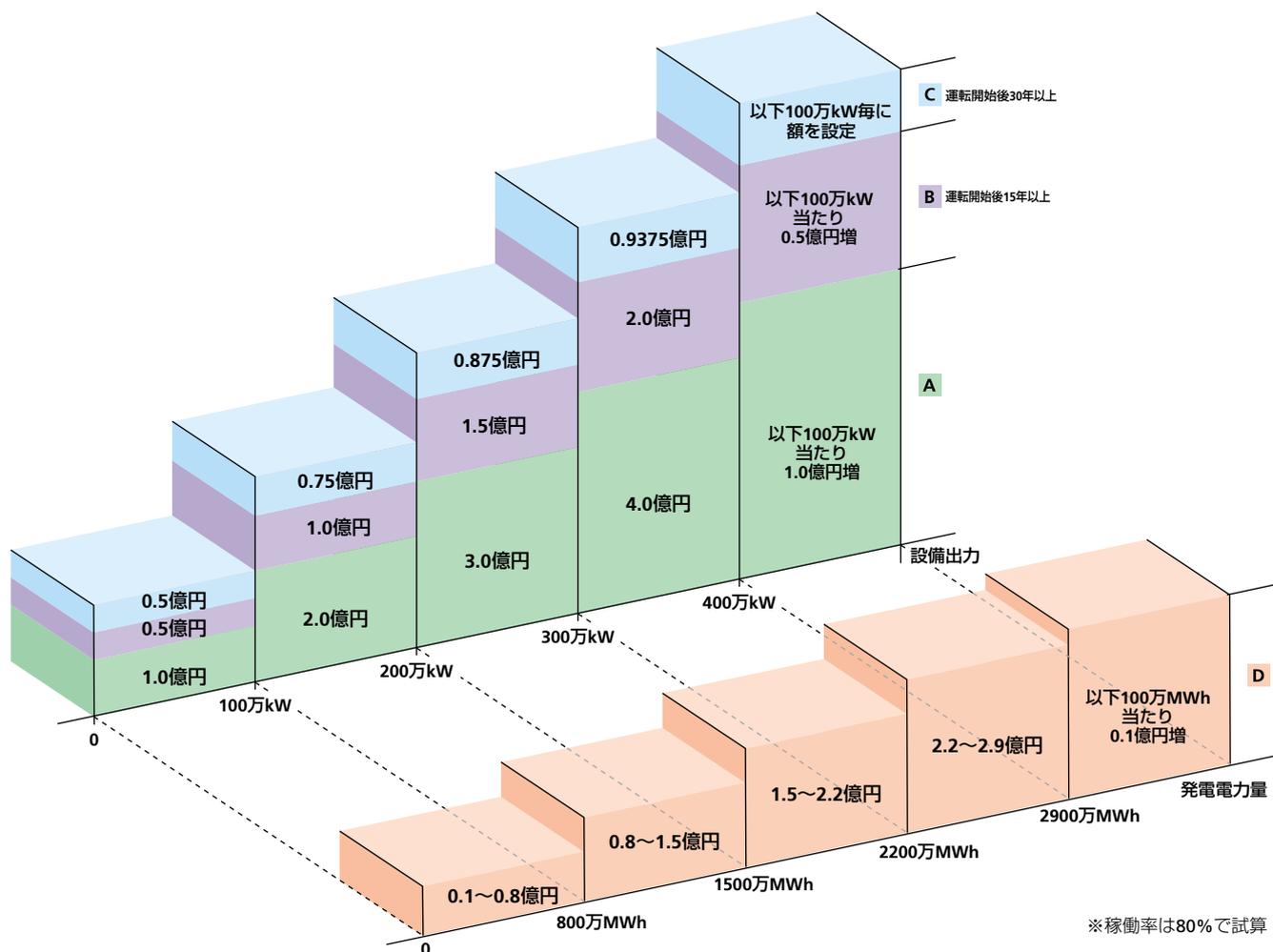
設備出力(万kW)	交付単価(億円)
100未満	0.5
100~200	1.0
200~300	1.5
300~400	2.0
以下100万kW当たり0.5億円増	

交付単価表C

設備出力(万kW)	交付限度額(億円)
0 ~ 100	0.5
100 ~ 200	0.75
200 ~ 300	0.875
300 ~ 400	0.9375
以下100万kW毎に額を設定	

交付単価表D

発電電力量(万MWh)	交付限度額(億円)
0 ~ 100	0.1
100 ~ 200	0.2
200 ~ 300	0.3
300 ~ 400	0.4
以下100万MWh当たり0.1億円増	



電源地域振興促進事業費補助金

発電所がある地域への企業立地をあらゆる面から支援します。

電源地域振興特別融資促進事業(A補助金)

電源地域への企業立地を支援するために、日本政策投資銀行などに補助金を交付。電源地域に立地する企業に対して、補給幅最大0.7%の低利融資を実施します。

対象電源	原子力	火力(沖縄)*	水力	地熱
交付対象者	日本政策投資銀行等	低利融資	補給幅最大0.7%	

*発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

対象地域

政令指定都市を除く電源地域。

交付対象事業

下記の金融機関からの融資を受けた企業の設備投資。

交付要件

投資規模	●3億以上(日本政策投資銀行) ●1億以上(中小公庫、沖縄公庫)
増加雇用人員	●15人以上(ただし、原子力地域においては8人以上)(日本政策投資銀行) ●6人以上(ただし、原子力地域においては3人以上)(中小公庫、沖縄公庫)

金融機関等	融資項目
日本政策投資銀行	地域産業振興・雇用開発(大規模基地活性化のうち企業立地促進のための公共的・公益的施設、生活関連施設及び緑地等の施設設備に係る事業並びに雇用機会増大促進地域及び能力開発就職促進地域に係る事業を除く)、地域振興施設設備、地域自立支援*1、対日アクセス促進、産業活力再生支援のうち産業活力再生支援、地域産業集積活性化等*2(一極集中是正及び起業家支援施設整備事業を除く)、生活関連物資安定供給対策のうち飼料供給体制合理化事業、規制緩和分野投資促進のうち規制緩和分野・緊急対応等支援(うち規制緩和分野投資促進に限る)新技術開発、新規事業育成
沖縄振興開発金融公庫	【産業開発資金】 地域産業振興・雇用開発(雇用機会増大促進地域及び能力開発就職促進地域に係る事業を除く)、地域自立支援*1、産業活力再生支援のうち産業活力再生支援、規制緩和分野投資促進のうち規制緩和分野・緊急対応等支援(うち規制緩和分野投資促進に限る)、新技術開発、新規事業育成、自由貿易地域等特定地域振興、基本資金、沖縄観光・国際交流拠点整備(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律第4条第1項第5号に規定する特定施設を除く)、沖縄情報通信産業支援(情報関連人材の養成又は派遣事業を除く) 【中小企業資金】 事業環境整備促進貸付のうち地域産業振興資金、新産業地域活性化資金、団地資金、地域産業集積活性化資金及び市街地等整備資金、自由貿易地域等特定地域振興資金貸付、沖縄情報通信産業支援貸付(情報関連人材の養成又は派遣事業を除く)
中小企業金融公庫	事業環境整備促進貸付のうち地域産業振興資金、新産業地域活性化資金、団地資金、地域産業集積活性化資金及び市街地等整備資金

*1 金属鉱業、非金属鉱業、製造業、卸売・小売業、飲食店、情報サービス業、リゾート関連事業、文化・教育・スポーツ・レクリエーション事業、学術研究機関に限定
*2 工場の全部又は一部を移転促進地域(及びその近隣地域)から誘導地域(及びその近隣地域)へ移転する事業(近隣地域間を除く)について、運転資金は対象外

電源過疎地域等企業立地促進事業(B補助金)

原子力発電施設などの周辺地域における、製造業等を中心とした産業の活性化が目的。商業やサービス業、研究開発施設、産学連携支援施設などに対して補助金を交付します。

対象電源	原子力	火力(沖縄)*	水力
交付対象者	(財)電源地域振興センター(企業)		

*発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

対象地域

電源地域のうち、原子力立地地域、要対策重要電源地点、開発促進重要地点、過疎地域、産炭地域(工業再配置促進法の誘導地域に限る)など。

交付対象事業

企業が生産・営業を目的にした設備又は施設(土地を除く)の整備事業。

補助要件

- 工場、事務所などの新設・増設
- 雇用者の増加数が3人以上
- その他

交付限度額

補助対象設備を整備するために必要な金額の範囲内で、基準は以下の数式で算出。

(補助金交付m²当たりの単価) × (建物の新增設延床面積)

地域	雇用	増加雇用者数 (床面積m ² 当たり)			
		3~9人	10~19人	20~29人	30人以上
原子力立地地域	単価表	7,500円 [1.0億円]	10,000円 [1.5億円]	12,500円 [2.0億円]	15,000円 [2.5億円]
	要対策重要電源地点、開発促進重要地点	2,500円 [0.5億円]	3,750円 [1.0億円]	5,000円 [1.5億円]	6,250円 [2.0億円]
電源過疎地域、電源産炭地域	単価表	1,250円 [0.3億円]	2,500円 [0.5億円]	3,750円 [1.0億円]	5,000円 [1.5億円]
	要対策重要電源地点、開発促進重要地点	2,500円 [0.5億円]	3,750円 [1.0億円]	5,000円 [1.5億円]	6,250円 [2.0億円]

※1 []内の金額は、交付上限額。
※2 要対策重要電源地点および開発促進重要地点のうち原子力地点については、原子力立地地域の単価を用いるものとする。
※3 核燃料サイクル地域については、原子力立地地域の2割増となる。

電源地域産業再配置促進事業 (C補助金)

工業再配置促進法の誘導地域内である電源地域に、企業立地を促進するための補助金。工場などを設置する進出企業と進出先の市町村の双方が対象です。

対象電源 原子力 火力(沖縄)* 水力

交付対象者 市町村・企業 (PFI事業者)

申請時期 毎年2回
上期 5月16日～ 5月31日
下期 10月16日～ 10月31日

*発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

対象地域

電源地域のうち工業再配置促進法の「誘導地域」内の地域。

交付対象事業

- 市町村
 - 公園、体育施設、児童福祉施設、防災保安施設、従業員用住宅等
 - 工場誘致事業
 - 第三セクターが行う研究開発型企業のための債務保証事業等に必要の基金に対する出資
- 企業
 - 緑地、運動場、駐車場等の従業員用施設、試験研究施設等
 - 第三セクターが行う研究開発型企業のための債務保証事業等に必要の基金に対する出資
- 交付額
基本単価：7,500円～12,500円/m² × 工場等の床面積

電源地域産業集積活性化対策事業 (C'補助金)

基盤的技術産業集積活性化対策の対象地域である電源地域に、企業立地を促進するための補助金。研究開発施設、情報提供施設および機器などの整備事業に対して補助金を交付します。

対象電源 原子力 火力(沖縄)* 水力 補助率 1/2

交付対象者 都道府県・市町村・第3セクター (PFI事業者)

申請時期 4月21日～4月30日

*発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

対象地域

産業集積活性化対策の対象地域である電源地域の市町村。

交付対象事業

- 研究機器、情報機器など ●研究開発施設、情報提供施設など

原子力発電施設等周辺中心市街地活性化促進事業 (E補助金)

原子力発電施設などの周辺地域における、中心市街地の活性化が目的。商業やサービス業、研究開発施設、産学連携支援施設などに対して補助金を交付します。

対象電源 原子力 火力(沖縄)*1 水力 補助率 1/2, 1/4**2

交付対象者 都道府県・市町村 (第3セクター)

*1 発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる
*2 (ただし、地方自治体からの出資が過半数未満の第3セクター等が補助事業者となる場合は4分の1以内)

対象地域

原子力発電施設等周辺地域の特定中心市街地、又は、電源地域の特定中心市街地、高度技術産業集積活性化地域若しくは高度研究機能集積地区。

交付対象事業

- 商業・サービス業集積関連施設、研究開発施設
- 産学連携支援施設、新事業支援施設 ●貸事業場
- 地域新事業創出基盤施設

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 (F補助金)

原子力立地地域における雇用促進と産業振興が目的。雇用増加を生む企業に対して一定期間にわたって、地方公共団体から電気料金の実質的割引措置になる補助金を交付します。

対象電源 原子力

交付対象者 地方公共団体

対象期間 新増設した翌年から8年

対象地域

原子力発電施設などがある市町村、隣接市町村(公共用施設整備計画等の対象となった隣々接市町村を含む)。

交付対象者

原子力発電施設などの周辺地域で新設・増設した3人以上の雇用をもち、また企業であり、地域の産業振興に貢献するなど、必要と認められる企業に、地方公共団体を通じて交付する。

交付額

以下の基準で算出した額を、新増設した年度の翌年から8年間(雇用人数が3人を下回った場合は、その時点まで)交付。

2,000円/kW・月*1 × 契約電力*2

●増設の場合は、基本的に「増設後の契約kW－増設前の契約kW」

*1: 直前の年度半期の電気料金支払実績に応じて、750～2,500円(以降500円刻み)の範囲で補正。また、電源立地対策交付金(電源立地特別交付金相当部分)の交付対象地域では、当該交付金単価との差額分が本補助金の交付単価となります。

*2: 交付額算定上の契約電力は、雇用効果が20人未満の企業は1,500kW、20人以上の企業は2,500kWが限度となります。

原子力発電施設等 立地地域特別交付金

地域振興に直接結びつく事業を支援します。

対象電源と交付限度額



原子力
1事業当たり
25億円

交付対象者

- 都道府県

交付期間

立地 調査 可能	着工	着工翌年	運転開始	運転開始 の翌年	から5年 運転開始	から15年 運転開始	終了
----------------	----	------	------	-------------	--------------	---------------	----

年間スケジュール

申請時期：毎年2回 上期：5月16日～5月31日
下期：10月16日～10月31日

交付対象者

原子力発電施設などが所在、あるいは新增設が見込まれる市町村を域内に有する都道府県。

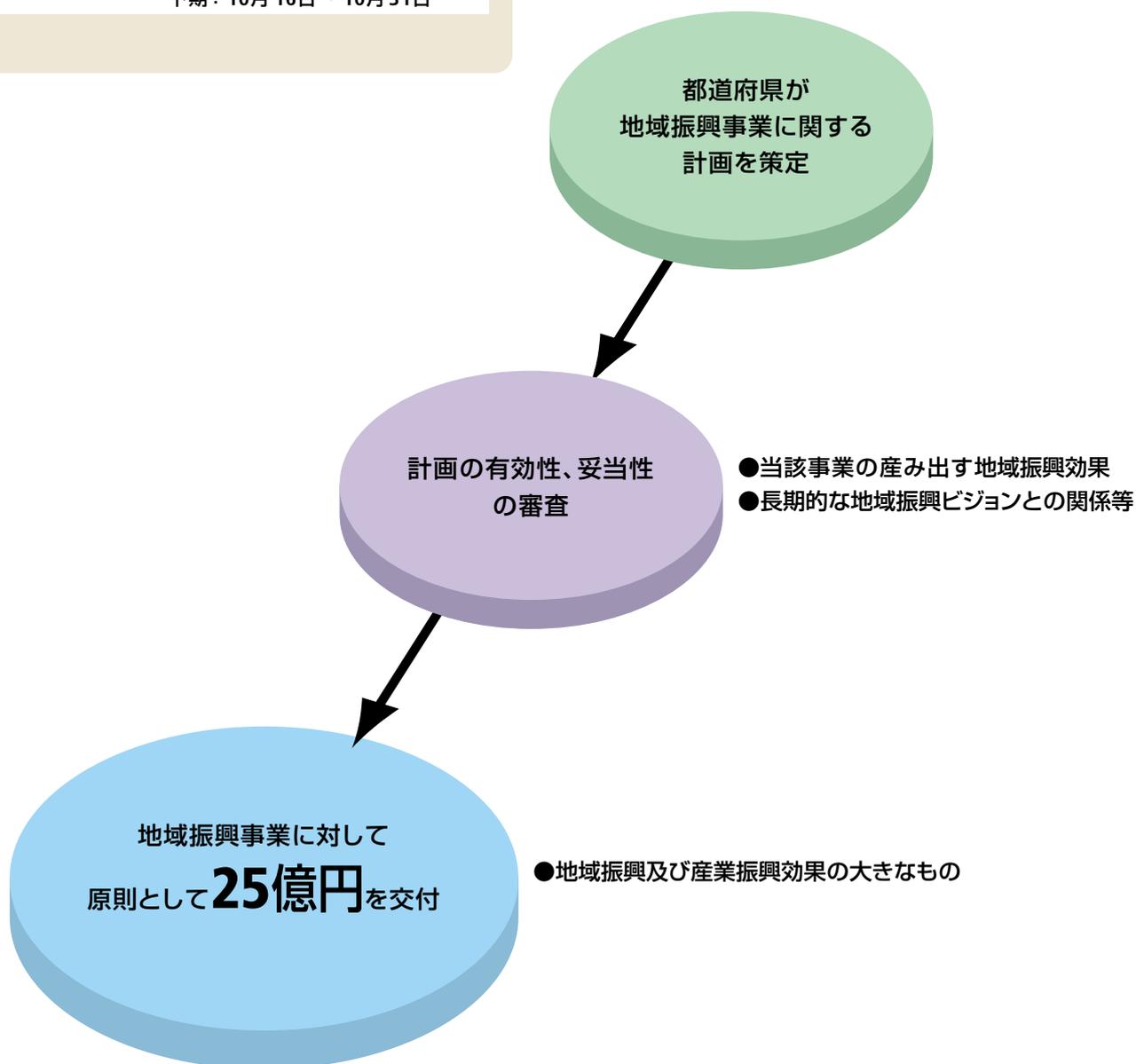
交付対象事業

- 地域活性化事業
- 公共用施設整備事業
- 理解促進事業
- 温排水関連事業
- 福祉対策事業
- 企業導入・産業活性化事業
- 給付金交付助成事業

交付限度額

1事業当たり原則として25億円(年間12.5億円)

交付の仕組み



電源地域産業育成支援補助金 (中央事業)

中央から地域の人づくりなどについて補助を行います。

対象電源



原子力



地熱



火力(沖縄)※



水力

※発電用施設周辺地域整備法により地点指定されている火力発電所については引き続き交付対象となる

交付対象者

- (財)電源地域振興センター

交付期間

性 立 地 可 能 性 調 査	着 工	着 工 翌 年	運 転 開 始	の 運 転 開 始 翌 年	か ら 5 年	運 転 開 始	か ら 15 年	運 転 開 始	終 了
--------------------------------------	--------	------------------	------------------	---------------------------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	--------

電源地域産業育成支援補助金 (市町村事業)

産業育成ビジョンの作成、人材養成などの事業の支援を行います。

対象電源及び交付対象者

全ての電源に係る電源地域市町村(電源立地地域対策交付金の交付対象地域を除く)

交付期間

性 立 地 可 能 性 調 査	着 工	着 工 翌 年	運 転 開 始	の 運 転 開 始 翌 年	か ら 5 年	運 転 開 始	か ら 15 年	運 転 開 始	終 了
--------------------------------------	--------	------------------	------------------	---------------------------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	--------

※専門家招へい事業については立地可能性調査から

中央事業((財)電源地域振興センター事業)

交付対象事業

(財)電源地域振興センターが実施する以下の事業等に対して補助。

- 研修事業
地域振興関係行政制度、地域振興ビジョン作成手法、特産品開発、販路開拓手法などの研修。
- マーケティング事業
東京・地方中核都市での大物産展の開催など。

補助率

補助率4分の3、一部定額。

国の補助	自己負担
$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$

地方事業(市町村事業)

交付対象事業

- 産業育成ビジョン作成・地域開発専門家招へい事業
- 人材養成事業
- 産業育成融資事業
- マーケティング事業
- 技術導入事業
- 地域活性化イベント支援事業
- 専門家招へい事業

補助率

補助率4分の3(市町村が産業育成のために実施する、事業に対して補助)。

国の補助	自己負担
$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$

電源立地推進調整等 委託費のうち 電源地域振興指導事業

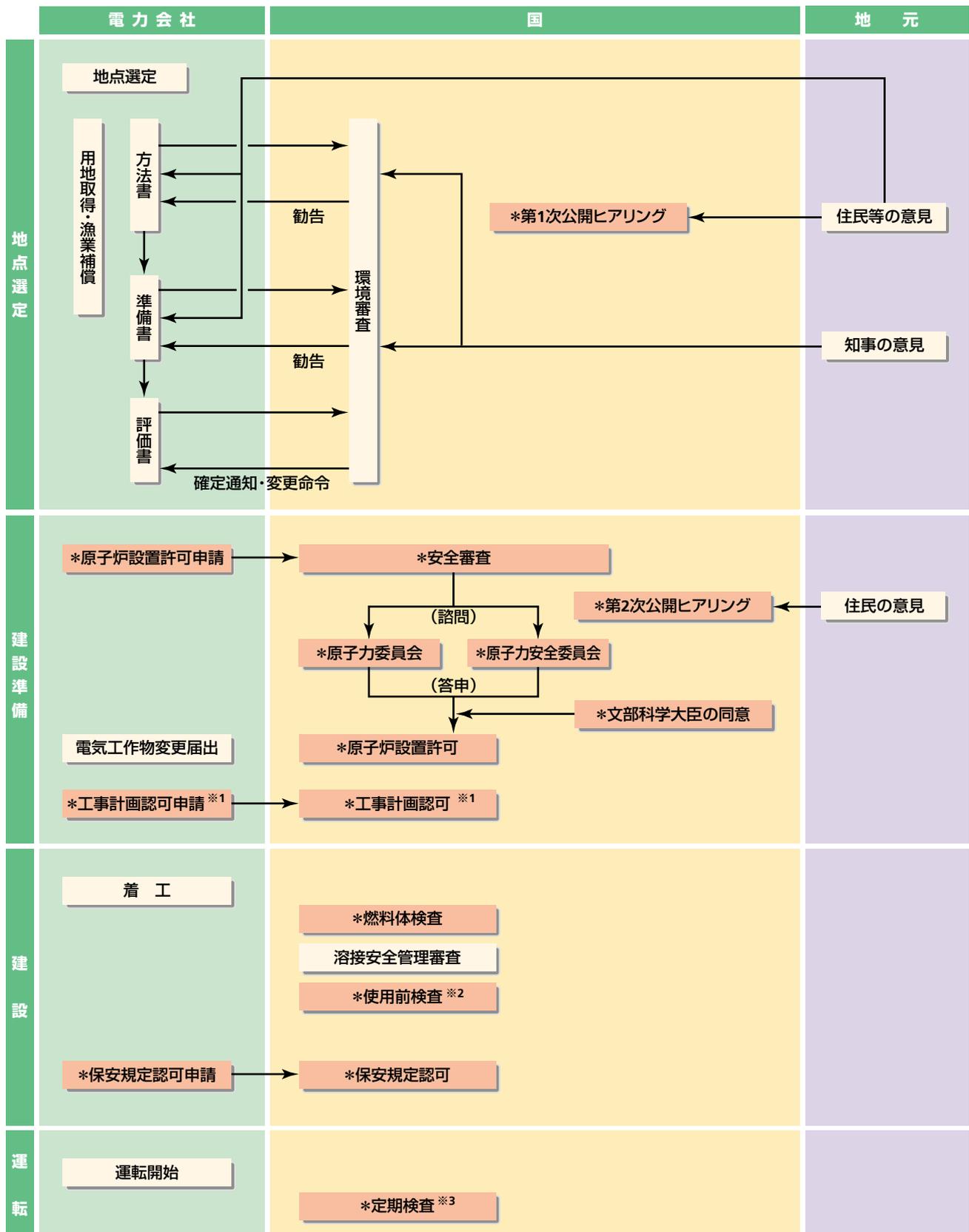
電源地域の発展をソフト面から支援します。

(財)電源地域振興センターや地域産業活性化センターなどが主体となり、電源地域の地域振興に関するソフト面での支援などを実施し、地域振興の自助努力を側面から強力に援助します。

- 電源地域状況調査
電源地域の産業動向・経済構造、社会的・経済的環境、住民意識などを調査。
- 電源地域データベース作成
「人材情報」「先行地事例」「発電所情報」などをオンラインで効率的に提供。
- 電源地域振興マニュアル・電源地域振興計画の作成
制度や先進地の事例などのマニュアルの作成や、電源地域の振興計画を提供。
- 電源地域振興指導事業
地域振興・活性化につながる各種情報の提供やコンサルティング活動を実施。
- 電源地域振興方策調査
「企業導入」「地場産業振興」「情報基盤整備」などの調査を行い、具体的な振興方策を提供。

7. 電源開発の手続き

発電所の地点選定から発電所着工まで。
環境保全や安全性に十分に配慮し、地元の声を反映しながら推進します。



※1 原子力発電所以外の発電所の場合、工事計画は電気事業者からの届出のみです。

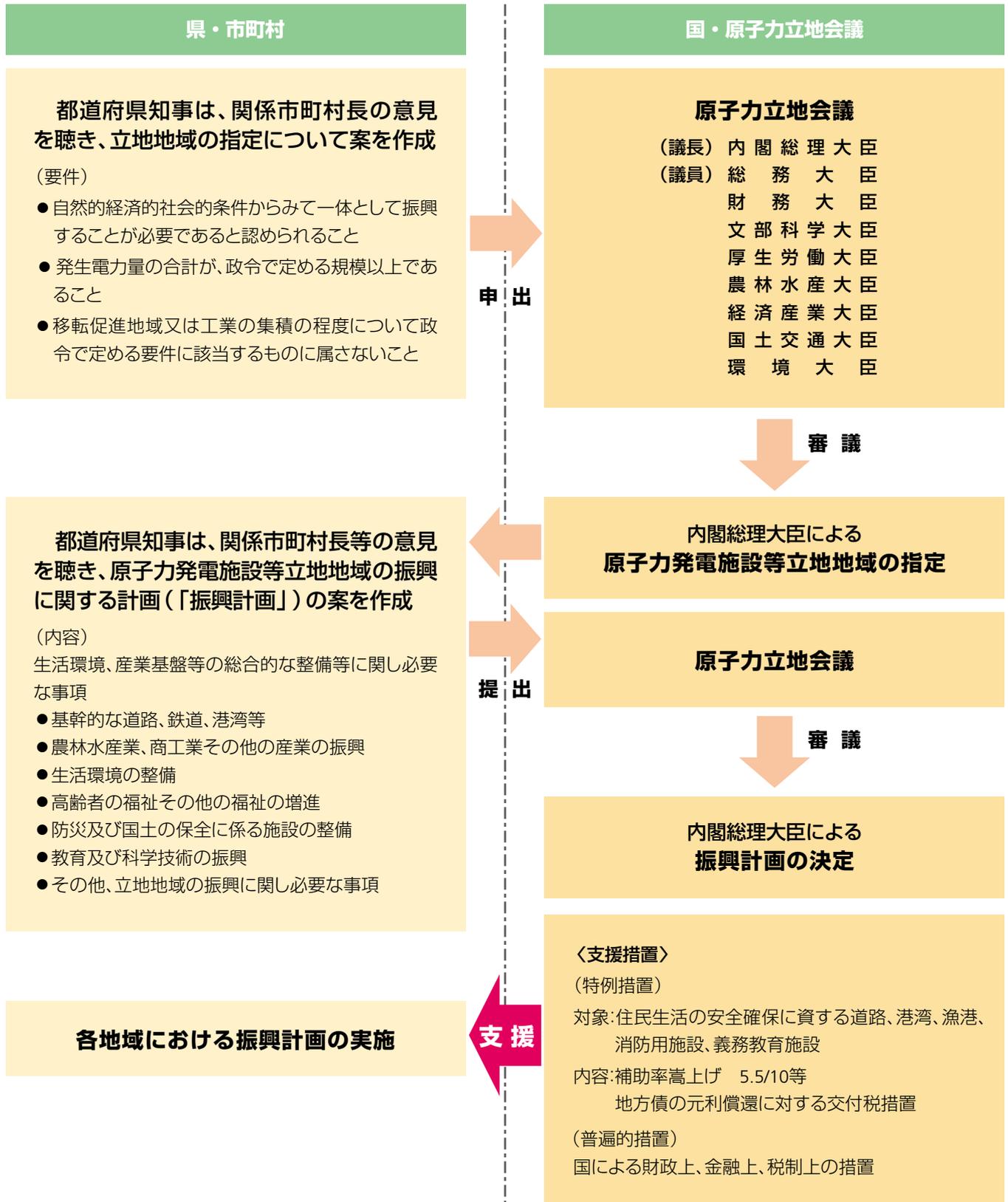
※2 原子力発電所以外の発電所の場合、使用前安全管理審査となります。

※3 原子力発電所以外の発電所の場合、定期安全管理審査となります。

* は原子力発電所のみ必要な手続き等になります。

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の流れ

原子力発電施設等の周辺地域について、地域の防災に配慮しつつ、総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずる等により、これらの地域の振興を図ることを目的に、平成12年12月、議員立法により成立し、13年4月より施行。



● 指定地域(平成16年2月現在)

福井県、島根県、愛媛県、青森県、宮城県、茨城県、新潟県、鹿児島県、石川県、静岡県、大阪府、佐賀県、北海道、福島県の計14道府県。

9. 原子力発電所の運転・建設状況

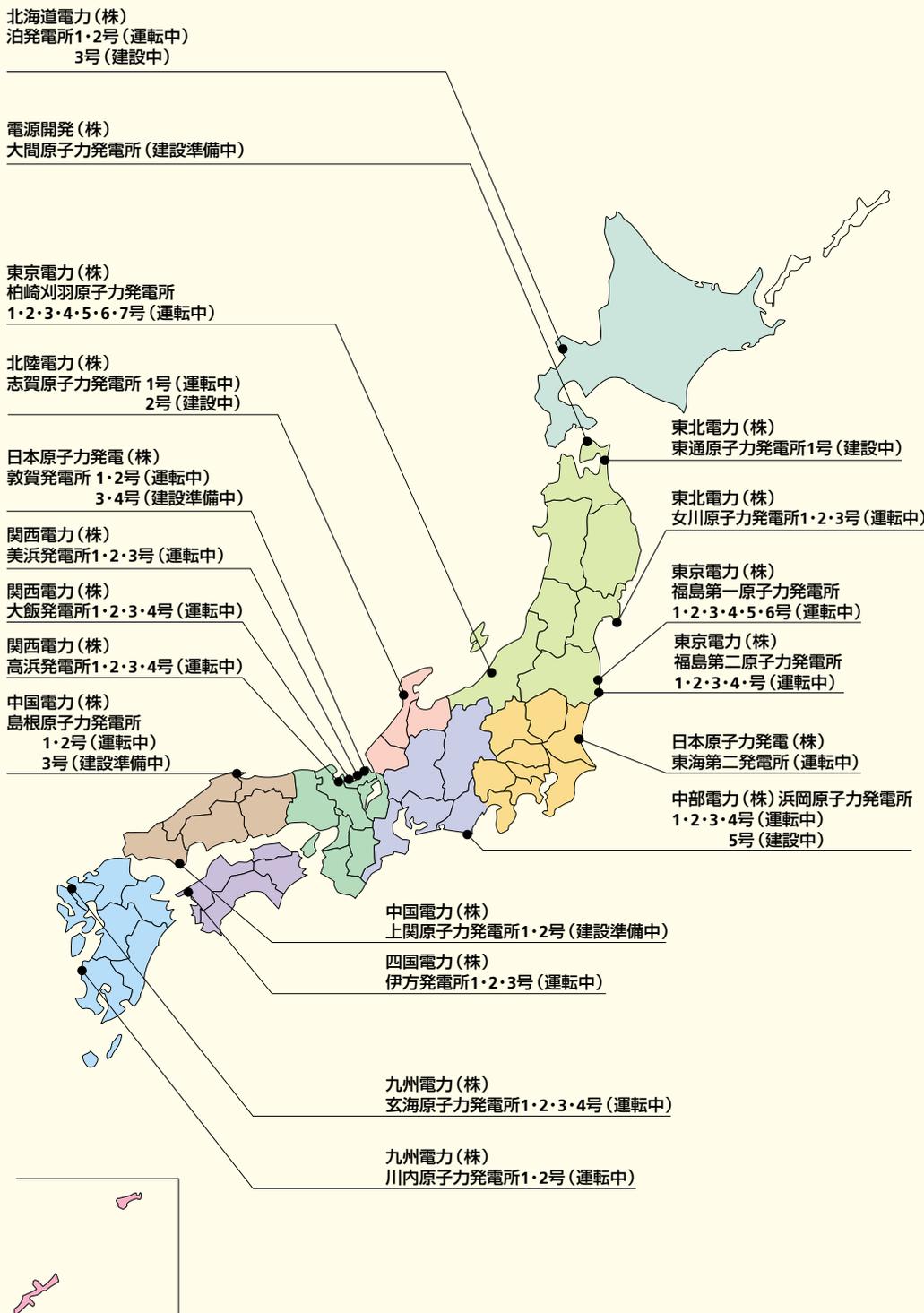
	設置者名	発電所名(設備番号)	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電源開発基本計画 組入年月	原子炉設置 許可年月日
運 転 中	日本原子力発電(株)	東海第二	茨城県那珂郡東海村	BWR	110.0	1971-12	1972-12-23
		敦賀(1号)	福井県敦賀市	BWR	35.7	1965-05	1966-04-22
		敦賀(2号)	〃 〃	PWR	116.0	1978-12	1982-01-26
	北海道電力(株)	泊(1号)	北海道古宇郡泊村	PWR	57.9	1982-03	1984-06-14
		泊(2号)	〃 〃 〃	PWR	57.9	1982-03	1984-06-14
	東北電力(株)	女川原子力(1号)	宮城県牡鹿郡女川町、牡鹿町	BWR	52.4	1970-05	1970-12-10
		女川原子力(2号)	〃 〃 〃 〃	BWR	82.5	1987-03	1989-02-28
		女川原子力(3号)	〃 〃 〃 〃	BWR	82.5	1994-03	1996-04-12
	東京電力(株)	福島第一原子力(1号)	福島県双葉郡大熊町、双葉町	BWR	46.0	1966-04	1966-12-01
		福島第一原子力(2号)	〃 〃 〃 〃	BWR	78.4	1967-12	1968-03-29
		福島第一原子力(3号)	〃 〃 〃 〃	BWR	78.4	1969-05	1970-01-23
		福島第一原子力(4号)	〃 〃 〃 〃	BWR	78.4	1971-06	1972-01-13
		福島第一原子力(5号)	〃 〃 〃 〃	BWR	78.4	1971-02	1971-09-23
		福島第一原子力(6号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1971-12	1972-12-12
		福島第二原子力(1号)	福島県双葉郡富岡町、楢葉町	BWR	110.0	1972-06	1974-04-30
		福島第二原子力(2号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1975-03	1978-06-26
		福島第二原子力(3号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1977-03	1980-08-04
		福島第二原子力(4号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1978-07	1980-08-04
		柏崎刈羽原子力(1号)	新潟県柏崎市、刈羽郡刈羽村	BWR	110.0	1974-07	1977-09-01
		柏崎刈羽原子力(2号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1981-03	1983-05-06
		柏崎刈羽原子力(3号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1985-03	1987-04-09
		柏崎刈羽原子力(4号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1985-03	1987-04-09
		柏崎刈羽原子力(5号)	〃 〃 〃 〃	BWR	110.0	1981-03	1983-05-06
		柏崎刈羽原子力(6号)	〃 〃 〃 〃	ABWR	135.6	1988-03	1991-05-15
		柏崎刈羽原子力(7号)	〃 〃 〃 〃	ABWR	135.6	1988-03	1991-05-15
	中部電力(株)	浜岡原子力(1号)	静岡県小笠郡浜岡町	BWR	54.0	1969-05	1970-12-10
		浜岡原子力(2号)	〃 〃 〃	BWR	84.0	1972-02	1973-06-09
		浜岡原子力(3号)	〃 〃 〃	BWR	110.0	1978-10	1981-11-16
		浜岡原子力(4号)	〃 〃 〃	BWR	113.7	1986-10	1988-08-10
	北陸電力(株)	志賀原子力(1号)	石川県羽咋郡志賀町	BWR	54.0	1986-12	1988-08-22
	関西電力(株)	美浜(1号)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	1966-04	1966-12-01
		美浜(2号)	〃 〃 〃	PWR	50.0	1967-12	1968-05-10
		美浜(3号)	〃 〃 〃	PWR	82.6	1971-06	1972-03-13
		高浜(1号)	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	1969-05	1969-12-12
		高浜(2号)	〃 〃 〃	PWR	82.6	1970-05	1970-11-25
		高浜(3号)	〃 〃 〃	PWR	87.0	1978-03	1980-08-04
		高浜(4号)	〃 〃 〃	PWR	87.0	1978-03	1980-08-04
		大飯(1号)	福井県大飯郡大飯町	PWR	117.5	1970-10	1972-07-04
		大飯(2号)	〃 〃 〃	PWR	117.5	1970-10	1972-07-04
		大飯(3号)	〃 〃 〃	PWR	118.0	1985-01	1987-02-10
		大飯(4号)	〃 〃 〃	PWR	118.0	1985-01	1987-02-10
	中国電力(株)	島根原子力(1号)	島根県八束郡鹿島町	BWR	46.0	1969-05	1969-11-13
		島根原子力(2号)	〃 〃 〃	BWR	82.0	1981-03	1983-09-22
	四国電力(株)	伊方(1号)	愛媛県西宇和郡伊方町	PWR	56.6	1972-02	1972-11-29
		伊方(2号)	〃 〃 〃	PWR	56.6	1975-03	1977-03-30
		伊方(3号)	〃 〃 〃	PWR	89.0	1983-03	1986-05-26
	九州電力(株)	玄海原子力(1号)	佐賀県東松浦郡玄海町	PWR	55.9	1970-05	1970-12-10
		玄海原子力(2号)	〃 〃 〃	PWR	55.9	1974-07	1976-01-23
		玄海原子力(3号)	〃 〃 〃	PWR	118.0	1982-09	1984-10-12
		玄海原子力(4号)	〃 〃 〃	PWR	118.0	1982-09	1984-10-12
		川内原子力(1号)	鹿児島県川内市	PWR	89.0	1976-03	1977-12-17
		川内原子力(2号)	〃 〃	PWR	89.0	1978-07	1980-12-22
		小計	(52基)	4,574.2			
建 設 中	北海道電力(株)	泊(3号)	北海道古宇郡泊村	PWR	91.2	2000-11	2003-07-02
	東北電力(株)	東通原子力(1号)	青森県下北郡東通村	BWR	110.0	1996-07	1998-08-31
	中部電力(株)	浜岡原子力(5号)	静岡県小笠郡浜岡町	ABWR	138.0	1997-03	1998-12-25
	北陸電力(株)	志賀原子力(2号)	石川県羽咋郡志賀町	ABWR	135.8	1997-03	1999-04-14
			小計	(4基)	475.0		
建設準備中	日本原子力発電(株)	敦賀(3号)	福井県敦賀市	APWR	153.8	2002-07	申請中
		敦賀(4号)	〃 〃	APWR	153.8	2002-07	申請中
	中国電力(株)	島根原子力(3号)	島根県八束郡鹿島町	ABWR	137.3	2000-09	申請中
		上関原子力(1号)	山口県熊毛郡上関町	ABWR	137.3	2001-06	
		上関原子力(2号)	〃 〃 〃	ABWR	137.3	2001-06	
	電源開発(株)	大間原子力	青森県下北郡大間町	ABWR	138.3	1999-08	申請中
			小計	(6基)	857.8		
		合計	(62基)	5,907.0			

※運転開始予定年月は、原則として平成15年度電力供給計画による。

第一回工事計画認可年月日	運転開始年月日
1973-04-09	1978-11-28
1967-02-27	1970-03-14
1982-03-06	1987-02-17
1984-08-30	1989-06-22
1984-08-30	1991-04-12
1971-05-29	1984-06-01
1989-06-08	1995-07-28
1996-09-11	2002-01-30
1967-09-29	1971-03-26
1969-05-27	1974-07-18
1970-10-17	1976-03-27
1972-05-08	1978-10-12
1971-12-22	1978-04-18
1973-03-16	1979-10-24
1975-08-21	1982-04-20
1979-01-23	1984-02-03
1980-11-10	1985-06-21
1980-11-10	1987-08-25
1978-11-04	1985-09-18
1983-08-22	1990-09-28
1987-06-16	1993-08-11
1987-06-16	1994-08-11
1983-08-22	1990-04-10
1991-08-23	1996-11-07
1991-08-23	1997-07-02
1971-02-27	1976-03-17
1973-09-17	1978-11-29
1982-06-14	1987-08-28
1988-10-25	1993-09-03
1988-11-02	1993-07-30
1967-08-21	1970-11-28
1968-12-19	1972-07-25
1972-07-31	1976-12-01
1970-04-21	1974-11-14
1971-02-27	1975-11-14
1980-11-10	1985-01-17
1980-11-10	1985-06-05
1972-10-21	1979-03-27
1972-11-14	1979-12-05
1987-03-28	1991-12-18
1987-03-28	1993-02-02
1970-02-10	1974-03-29
1984-02-24	1989-02-10
1973-04-16	1977-09-30
1977-12-08	1982-03-19
1986-08-07	1994-12-15
1971-03-10	1975-10-15
1976-05-12	1981-03-30
1985-03-08	1994-03-18
1985-03-08	1997-07-25
1978-11-02	1984-07-04
1981-03-23	1985-11-28
2003-11-21	2009-12 (予定)
1998-12-24	2005-07 (予定)
1999-03-19	2005-01 (予定)
1999-08-27	2006-03 (予定)
	2011年度 (予定)
	2011年度以降 (予定)
	2011-03 (予定)
	2012年度 (予定)
	2015年度 (予定)
	2010-07 (予定)

● 原子力発電所立地図

平成16年3月現在



●本誌に対するご意見などは、下記へご連絡ください。

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1511(代表)

財団法人 電源地域振興センター
〒107-6011 東京都港区赤坂1-12-32(アーク森ビル11階) TEL.(03)5562-9711(代表)
URL <http://www.dengen.or.jp>

〈平成16年3月〉

編集 経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 電力基盤整備課
発行 財団法人 電源地域振興センター

この冊子は再生紙を使用しています